８長与裁決第２号
令和８年７月２１日

裁　決　書

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
審査請求人　　＊　＊　＊　＊

実施機関　　長　与　町　長

審査請求人　＊＊＊＊　（以下「審査請求人」という。）が、令和８年１月３０日付けで提起した、長与町長（以下「実施機関」という。）による公文書の一部開示決定処分（令和７年１１月７日付け７長与総第１０１３号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

１　本件処分を取り消す。
２　別紙１の対象文書中別紙２に記載の部分を開示すべきである。

事案の概要

１　令和７年１０月１日付け、審査請求人は、実施機関に対し、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
２　同日、実施機関は、本件開示請求を受理し、処分決定期間の満了日を同月１６日と定めた。

3　同月１６日付け、実施機関は、審査請求人に対し、情報公開に係る決定期間延長通知書（令和７年１０月１６日付け７長与総第９３０号）により、開示決定等の期限を同年１１月１４日に延長する旨通知した。

4　同年１１月７日、実施機関は、本件処分を決定し、同日、公文書開示決定通知書（令和７年１１月７日付け７長与総第１０１３号。以下「本件処分通知」という。）により、審査請求人に対し通知した。

5　令和８年１月３０日付け、審査請求人は、審査庁に対し、審査請求書を提出した。

6　同日、審査庁は、本件審査請求を受理した。

7　令和８年３月２４日、実施機関は、弁明書（令和８年３月２４日付け７長与総第１６３１号）を作成した。

8　同月２５日、審査庁は、「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」（令和８年３月２５日付け事務連絡）により、審査請求人に対し、弁明書の送付及び反論書の提出依頼等をし、反論書の提出期限を令和８年５月８日と定めた。

9　同月２６日、審査庁は、本件審査請求に対する裁決について、令和８年３月２６日付け令和７年度諮問第２号により長与町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同月２７日、審査請求人に対し、当該諮問を行った旨通知した。

10　令和８年４月２７日付け、審査請求人は審査庁に対して反論書を窓口来所により提出し、同日、審査庁は当該反論書を受理した。

11　令和８年６月３０日、審査庁は、「審理手続の終結等について」（令和８年６月３０日付け８長与総第４４６号）により、審査請求人に対し、審理手続の終結の旨を通知した。

12　令和８年７月１４日、審査庁は、審査会から本件審査請求に係る諮問に対する答申書（令和８年７月１３日付け令和８年度答申第２号）の提出を受けた。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次の点を主張し、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求め、本件非開示箇所の開示を決定することを求めるものである。

(1) 長与町情報公開条例（平成１３年長与町条例第１７号。以下「条例」という。）７条２号本文該当性について

町特別職報酬等審議会委員の氏名及び役職は公表されており、つまり「個人が特定」されているのであるから、条例７条２号の「特定の個人を識別することができるもの」に当たるとして実施機関が非開示の決定をしたことは、論理的に破綻している。なお、当該箇所に、町特別職報酬等審議会委員でない者の情報が記載されているとしても、氏名など特定の個人を識別することができる部分に特定して黒塗りにすれば済むことであり、本件処分のように大部分を非開示とした決定は、到底容認できない。

(2) 条例７条６号及び７号該当性について

議員報酬の改定という税金を原資とする町の予算の支出に関わる決定を行う審議がまるで非公開で行われることが前提であるかのような誤った認識に基づいており、公開すると今後の審議会で適正な遂行ができないということは、翻せば今後も特別職報酬等審議会の審議内容は恒久的に非開示にすると言っているに等しく、それこそが町の諮問機関の運営の在り方として不適切であることを公言するもので、容認できない。

(3) その他

ア　本件対象文書は、町議会議員の報酬の増額改定に係る重要な根拠資料であり、その審議内容及び結論が公平、公正、妥当なものであったかを確認することは、主権者である町民の権利であり、また、行政監視機関である議会の信用に関わるものであるから、公開されることが公益上必要である。

イ　水道料金等審議会を所管する水道局は、開示請求されるまでもなく、令和７年８月１９日に開催された第１回の同審議会の会議録を町ホームページで自主的に公開している。議員報酬よりもよほど住民にとって増額が望ましくなく、審議委員が増額を検討しているとなれば批判や反対意見にさらされる可能性が高く、しかも「将来予定されている」どころか、現在協議が継続中であり結論に影響が与えられる可能性があるにもかかわらず会議録を公開している。

２　実施機関の主張

実施機関は、弁明書において、本件処分は次のような認識と判断によるものであって、審査請求人の主張には理由がないことから、本件処分には違法又は不当な点はない旨を主張している。

(1) 条例７条２号本文該当性について

議長挨拶に係る発言の後半部分について、当該者は、単に町特別職報酬等審議会への諮問及び会議開催に際して挨拶をする立場として出席し、その職務の内容も儀礼的な範囲に留まるものであるところ、当該箇所は、発言の態様としてはその延長線上にありながらも、その内容としては公務員としての職務を離れた一個人の身上の吐露であることが認められ、このような情報は、職務の遂行に関する情報とはいえないことから、条例７条２号ただし書のいずれにも当たらず、なお同号本文該当性を有するものと認められる。

(2) 条例７条６号該当性について

本件非開示箇所のうち議長挨拶に係る発言の後半部分以外の部分について、本件対象文書に係る特別職報酬等審議会の会議は非公開の場で行われ、これに出席した委員の間では、個々の発言ないし議事録は公開されないことを前提として、町の財政状況、類似団体の状況、社会情勢等の考慮のみならず、現行の議員報酬額が適正額であるか否か、増額又は減額するとすればどのような理由により、どの程度の範囲で行われるべきか、議員の活動内容、職務遂行状況等と見合った額であるか、今後の町政運営の担い手としての期待値その他の町議会に対する評価・見解まで含めた自由かつ率直な意見を交換したものである。

本件対象文書に係る事案について、当該審議会は、令和６年１月２９日付けで答申を発出したため、本件対象文書を公開することにより、当該事案に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他の条例７条６号に規定するおそれは生じ得ないものの、将来行われる特別職報酬等審議会の議事録もまた公開を前提としたものとなれば、委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化し、反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が萎縮して自由で率直な意見交換が困難となることが考えられ、本号該当性を有するものと認められる。

(3) 条例７条７号該当性について

本件特別職報酬等審議会の会議は非公開の場で行われ、これに出席した委員の間では、個々の発言ないし議事録は公開されないことを前提として自由かつ率直な意見交換がなされたものである。

そのような前提でなされた審議の議事録が公開されることとなると、委員との信頼関係を損ない、今後の同審議会員の就任、会議での率直な意見表明等に対する協力を得ることが困難となり、また、委員の発言が建前に終始して議論そのものが形骸化し、反対の立場の者からのいわれなき非難や誤解等を避けるために発言が委縮して自由で率直な意見交換が困難となることが考えられ、このことは、特別職の報酬等の決定等に関する事務の遂行に具体的な支障があると考えられ、本号該当性を有すると認められる。

(4) 公益上の理由による裁量的開示について

本件非開示箇所に関し、非開示情報として保護すべき利益を上回る公益上の必要性に係る具体的な事実は、認められない。

理　　由

審査庁は、本件審査請求に対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、主文のとおり裁決する。裁決の理由は、審査会の判断と同様であるので、当該答申の写しをここに添付する。

長与町長　　吉　田　愼　一

（教示欄）

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長与町を被告として（訴訟において長与町を代表する者は長与町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

１　対象文書

文書１　長与町特別職報酬等審議会会議次第・委員紹介

文書２　長与町特別職報酬等審議会会議資料（第１回開催時配付）

文書３　長与町特別職報酬等審議会会議資料・追加分（第２回開催時配付）

文書４　長与町特別職報酬等審議会議事録（第１回・令和５年１１月１７日）

文書５　長与町特別職報酬等審議会議事録（第２回・令和６年１月２３日）

２　開示する部分

番号	対象文書	非開示部分		開示する部分
		頁	該当箇所（※）	
１	文書３	２	１２行目３２文字目から １３行目まで	左欄の箇所全て
２	文書３	２	１５行目から１８行目まで	左欄の箇所全て
３	文書３	２	２０行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
４	文書３	２	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
５	文書３	２	２７行目から２９行目まで	左欄の箇所全て
６	文書３	２	３１行目	左欄の箇所全て
７	文書３	３	２行目から３行目まで	左欄の箇所全て
８	文書３	３	５行目	左欄の箇所全て
９	文書３	３	７行目から９行目まで	左欄の箇所全て
１０	文書３	３	１１行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
１１	文書３	３	１４行目	左欄の箇所全て
１２	文書３	３	１６行目	左欄の箇所全て
１３	文書３	３	１８行目	左欄の箇所全て
１４	文書３	３	２０行目から２１行目まで	左欄の箇所全て
１５	文書３	３	２３行目から２５行目まで	
１６	文書３	３	２７行目	左欄の箇所全て
１７	文書３	３	２９行目	左欄の箇所全て
１８	文書４	２	３３行目２６文字目から	

		３	１９行目まで	
１９	文書４	３	２７行目３５文字目から ２８行目２８文字目まで	左欄の箇所全て
２０	文書４	４	１２行目から１４行目まで	左欄の箇所全て
２１	文書４	４	２０行目２９文字目から ２７行目まで	左欄の箇所全て
２２	文書４	１４	１７行目１３文字目から ３４文字目まで	左欄の箇所全て
２３	文書４	１４	２０行目から２７行目まで	左欄の箇所全て
２４	文書４	１５	４行目から８行目まで	左欄の箇所全て
２５	文書４	１５	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
２６	文書４	１５	１４行目３５文字目から １６行目３５文字目まで	左欄の箇所全て
２７	文書４	１５	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
２８	文書４	１５	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
２９	文書４	１５	２７行目から２８行目まで	左欄の箇所全て
３０	文書４	１６	３行目３７文字目から ４行目まで	左欄の箇所全て
３１	文書４	１６	６行目３２文字目から ７行目まで	左欄の箇所全て
３２	文書４	１６	８行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
３３	文書４	１６	１２行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
３４	文書４	１６	１７行目から１８行目まで	左欄の箇所全て
３５	文書４	１６	２０行目	左欄の箇所全て
３６	文書４	１６	２２行目	左欄の箇所全て
３７	文書４	１６	２４行目から２４行目まで	左欄の箇所全て
３８	文書４	１６	２７行目	左欄の箇所全て
３９	文書４	１７	２行目から３行目まで	左欄の箇所全て
４０	文書４	１７	５行目から８行目まで	左欄の箇所全て
４１	文書４	１７	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て

４２	文書４	１７	１４行目から１５行目まで	
４３	文書４	１７	１７行目から２０行目まで	
４４	文書４	１７	２２行目から２３行目まで	左欄の箇所全て
４５	文書４	１７	２５行目から２７行目まで	左欄の箇所全て
４６	文書４	１８	７行目から８行目まで	左欄の箇所全て
４７	文書４	１８	１０行目から１３行目まで	左欄の箇所全て
４８	文書４	１８	１５行目から１７行目まで	左欄の箇所全て
４９	文書５	１	１２行目２６文字目から １３行目２５文字目まで	左欄の箇所全て
５０	文書５	２	３４行目８文字目から ３７行目１７文字目まで	左欄の箇所全て
５１	文書５	３	１行目９文字目から ２４文字目まで	左欄の箇所全て
５２	文書５	３	１５行目１文字目から １２文字目まで	左欄の箇所全て
５３	文書５	４	３行目５文字目から ２２行目まで	左欄の箇所全て
５４	文書５	４	２４行目から２９行目まで	左欄の箇所全て
５５	文書５	４ ５	３１行目から ３行目まで	左欄の箇所全て
５６	文書５	５	５行目から６行目まで	左欄の箇所全て
５７	文書５	５	８行目	左欄の箇所全て
５８	文書５	５	１０行目から１１行目まで	左欄の箇所全て
５９	文書５	５	１３行目から１４行目まで	左欄の箇所全て
６０	文書５	５	１６行目から２０行目まで	１８行目中１文字目及び２文字目、６文字目から８文字目まで、２２文字目及び２３文字目並びに２７文字目及び２８文字目を除く箇所

６１	文書５	５	２２行目から２４行目まで	左欄の箇所全て
６２	文書５	５ ６	２６行目から １行目まで	左欄の箇所全て
６３	文書５	６	３行目	左欄の箇所全て
６４	文書５	６	５行目から７行目まで	５行目中１文字目、５文字目から１４文字目まで、３１文字目及び３２文字目、３６文字目及び３７文字目並びに４１文字目、６行目中１文字目及び２文字目、４文字目から８文字目まで、１２文字目及び１３文字目、１５文字目及び１６文字目、２０文字目から２３文字目まで並びに３２文字目及び３３文字目並びに７行目中７文字目及び８文字目並びに１２文字目から１４文字目までを除く箇所
６５	文書５	６	９行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
６６	文書５	６	１４行目から２１行目まで	左欄の箇所全て
６７	文書５	６	２３行目から２６行目まで	左欄の箇所全て
６８	文書５	６	２８行目	
６９	文書５	７	２行目から５行目まで	左欄の箇所全て
７０	文書５	７	７行目から８行目まで	左欄の箇所全て
７１	文書５	７	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
７２	文書５	７	１４行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
７３	文書５	７	１７行目	左欄の箇所全て

７４	文書５	７	１９行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
７５	文書５	７ ８	２４行目から ４行目まで	左欄の箇所全て
７６	文書５	８	６行目	左欄の箇所全て
７７	文書５	８	８行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
７８	文書５	８	１４行目	左欄の箇所全て
７９	文書５	８	１６行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
８０	文書５	８	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
８１	文書５	８	２４行目から２６行目まで	左欄の箇所全て
８２	文書５	９	２行目	左欄の箇所全て
８３	文書５	９	４行目から８行目まで	左欄の箇所全て
８４	文書５	９	１０行目から１２行目まで	左欄の箇所全て
８５	文書５	９	１４行目から１６行目まで	左欄の箇所全て
８６	文書５	９	１８行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
８７	文書５	９	２１行目	左欄の箇所全て
８８	文書５	９	２３行目から２７行目まで	２４行目３５文字目から２５行目２１文字目までを除く箇所
８９	文書５	１０	２行目から３行目まで	左欄の箇所全て
９０	文書５	１０	５行目から６行目まで	左欄の箇所全て
９１	文書５	１０	８行目から１１行目まで	左欄の箇所全て
９２	文書５	１０	１３行目から１５行目まで	左欄の箇所全て
９３	文書５	１０	１７行目	左欄の箇所全て
９４	文書５	１０	１９行目から２０行目まで	左欄の箇所全て
９５	文書５	１０	２２行目から２３行目まで	左欄の箇所全て
９６	文書５	１０ １１	２５行目から ４行目まで	左欄の箇所全て
９７	文書５	１１	６行目から７行目まで	左欄の箇所全て
９８	文書５	１１	９行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
９９	文書５	１１	１２行目	左欄の箇所全て

１００	文書５	１１	１４行目	左欄の箇所全て
１０１	文書５	１１	１６行目	左欄の箇所全て
１０２	文書５	１１	１８行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
１０３	文書５	１１ １２	２１行目から １行目まで	左欄の箇所全て
１０４	文書５	１２	３行目から４行目まで	左欄の箇所全て
１０５	文書５	１２	６行目から１０行目まで	左欄の箇所全て
１０６	文書５	１２	１２行目	左欄の箇所全て
１０７	文書５	１２	１４行目	左欄の箇所全て
１０８	文書５	１２	１６行目から１９行目まで	左欄の箇所全て
１０９	文書５	１２	２１行目から２２行目まで	左欄の箇所全て
１１０	文書５	１２	２４行目から２５行目まで	左欄の箇所全て
１１１	文書５	１３	２行目から５行目まで	左欄の箇所全て
１１２	文書５	１３	７行目から８行目まで	左欄の箇所全て
１１３	文書５	１４	３行目から４行目まで	左欄の箇所全て
１１４	文書５	１４	６行目から８行目まで	左欄の箇所全て
１１５	文書５	１４	１０行目	左欄の箇所全て
１１６	文書５	１４	１２行目から１３行目まで	左欄の箇所全て
１１７	文書５	１４	１６行目から１７行目まで	左欄の箇所全て
１１８	文書５	１４	２１行目１２文字目から ２３行目まで	左欄の箇所全て

※　空白行は、行数に含めない。

〔答申書添付　略〕